

長岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年6月7日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	高野正義

1 監査の対象

地方創生推進部 政策企画課（開府400年記念事業推進室を含む。）
市民協働推進部 アオーレ交流課
市民協働課（まちなかキャンパス長岡を含む。）
選挙管理委員会事務局

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成29年4月6日から4月18日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
政策企画課	適正に処理されていました。
アオーレ交流課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されていました。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の未徴収について 施設使用料は、前納すべきであるにもかかわらず、納入を確認せずに施設を使用させたことに加え、未納の使用料について督促を怠っていたもの <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員旅費の過払いについて 職員旅費の支給において、往復乗車券を利用しなかったため過払いが生じているもの
市民協働課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されていました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原符）の領収額の記入漏れについて 施設使用料領収書の控えとなる領収書（原符）において、領収額の記入が漏れていたもの
選挙管理委員会事務局	適正に処理されていました。